

火災予防条例が改正されました。

施行日：平成29年4月1日

※改正概要の①「違反対象物に係る公表制度」は、市民の皆様、関係者の皆様に十分にお知らせする必要がありますので、**平成30年4月1日**を施行日としています。



改正の理由と概要

火災予防条例は、制定から40年以上が経過しました。

条例制定当時と比較して、消防法令等の規制強化が進み、建物の防火性能が向上してきました。

また、市民等の防火意識の高まりにより火災の件数は減少しています。

一方で、建物利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害を軽減し、消防用設備等の適正な設置の促進を図る必要があります。

これらのことから社会情勢の変化に合わせて火災予防規制を抜本的に見直し、次のように火災予防条例を改正しました。

1 「違反対象物に係る公表制度」の開始

建物を利用する方の安全・安心のために、重大な消防法令違反のある建物を公表することにより、利用する方の防火安全に対する認識を高めて、火災被害の軽減を図ることを目的とした制度を開始します。

2 消防用設備等の設置基準の見直し

条例制定当時と比較して、消防法令等の規制強化が進み、建物の防火性能も向上してきたため、条例により強化していた消防用設備等の設置基準を見直しました。

3 類似の規制や手続き等の整理

現在の消防法令や防火安全指導の内容と類似・重複している条文を整理しました。



横須賀市消防局

「違反対象物に係る公表制度」を開始します。

◎違反対象物の公表制度とは

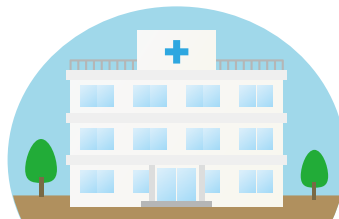
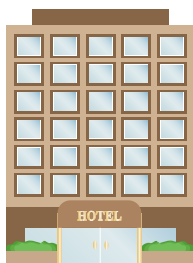
建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を横須賀市消防局のホームページで確認できる制度です。

Q

全ての建物が対象なの？

A

飲食店、物品販売店舗、ホテル・旅館、病院、社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する建物です。(特定防火対象物)

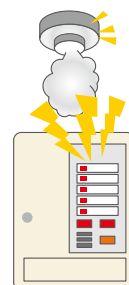
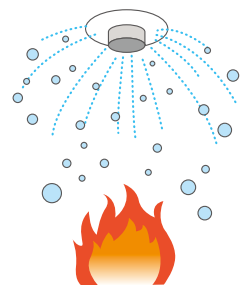
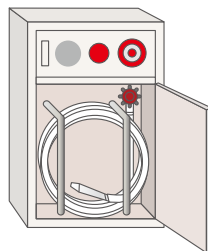


Q

どんな違反が公表されるの？

A

建物に義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反です。



Q

どんな内容が公表されるの？

A

建物の名称、所在地、違反内容を公表します。

Q

公表までの流れはどうなっているの？

A

以下のような流れで公表します。

立入検査の実施

立入検査結果通知書等の交付

関係者に対する公表の事前周知(公表通知書の交付)

立入検査結果の通知から14日経過した日において
なお当該違反が認められる場合

公表

消防用設備等の設置基準を見直しました。

条例制定から40年以上が経過し、消防法令や建築関係法令による規制強化が進みましたので、火災予防条例により強化していた11種類の消防用設備等の設置基準を削除しました。

改正前

条例で強化されている設置基準
(12種類の消防用設備等)

- | | |
|------------|------------|
| ①消火器 | ⑦自動火災報知設備 |
| ②大型消火器 | ⑧漏電火災警報器 |
| ③屋内消火栓設備 | ⑨固定避難用タラップ |
| ④スプリンクラー設備 | ⑩誘導灯 |
| ⑤水噴霧消火設備等 | ⑪連結送水管 |
| ⑥動力消防ポンプ設備 | ⑫採水口 |

消防法令の設置基準
(全ての消防用設備等)

消火器以外の
11種類削除

改正後

条例で強化されている
設置基準

消火器

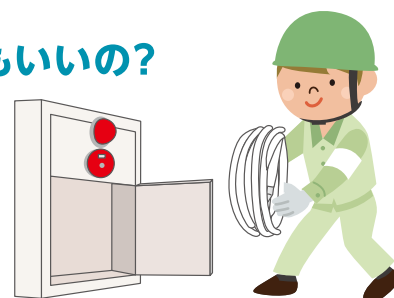
消防法令の設置基準
(全ての消防用設備等)

Q

設置義務のなくなった11種類の設備は撤去してもいいの？

A

条例による設置義務はなくなっても、消防法により設置義務が課せられる場合がありますが、条例・消防法ともに設置義務がない場合は撤去してしまっても構いません。なお、撤去する際には事前に消防局予防課又は各消防署予防係へご連絡ください。



Q

設置義務のなくなった消防用設備等を撤去しない場合、点検と報告は必要なの？

A

消防法による点検及び報告義務はなくなりますが、以下の点にご注意ください。

◎引き続き消防用設備等を使用される場合

消防用設備等を放置しておく、いざという時に使用できず、火災の拡大や逃げ遅れなどにつながることもあります。平時から適正に維持管理していただくようお願いします。

◎消防用設備等を使用する予定がない場合

消防用設備等を放置しておく、老朽化が進み、例えば大型消火器の腐食による破裂事故や加圧用ガス容器の劣化によるガス漏洩などにより、人的被害が発生する場合があります。

消防用設備等を使用する予定がない場合は、できるだけ撤去していただくことが望ましいですが、撤去が難しい、撤去まで時間を要する等の場合は、思わぬ事故を防ぐため、安全に十分に配慮して管理していただくようお願いします。

その他、ご不明な点等がありましたら消防局予防課又は各消防署予防係までお問い合わせください。



類似の規制や手続き等を整理しました。

火災予防条例が制定から40年以上が経過していることを踏まえ、現在の消防法令や防火安全指導の内容と類似・重複している規制や届出について整理しました。

統合・整理・明確化した条文

第 3 条	「炉」
第 3 条 の3	「温風暖房機」
第 4 条	「ボイラー」
第 51 条	「劇場等の客席」
第 56 条	「劇場等の定員管理」
第 60 条	「防火対象物の使用開始の届出」
第 61 条	「特定防火対象物の改装工事等の届出」
第 68 条 の2	「消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画の届出」

削除した条文

第 25 条 第9項	「喫煙禁止・喫煙所設置(変更)届」
第 25 条 の2	「装飾物品の制限」
第 34 条	「百貨店、地下街等における危険物」
第 54 条 第4項	「百貨店等の避難経路の設置に係る届出」
第 55 条 の2	「劇場等の定員の届出」
第 58 条 の2	「アーケードの防火施設等の管理」
第 58 条 の3	「アーケードの防火管理者」
第 67 条	「消防警備業務従事者の防火管理講習」
第 67 条 の2	「避難誘導を行う者の講習」
第 68 条	「少量危険物取扱い従事者の講習」

書類が明確になって
届出がしやすくなったんだ



内容が類似・重複している規制・届出

統合・整理
明確化

削 除

火災予防条例の改正に関する問合せ先

- 消防局予防課 予防係・・・TEL 046-821-6493
- 中央消防署 予防係・・・TEL 046-820-0121
- 北消防署 予防係……………TEL 046-861-3972
- 南消防署 予防係……………TEL 046-833-1276



下記ホームページで、火災予防条例の改正に関する情報を発信しています。

横須賀市火災予防条例改正

検 索

Click!



<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7415/2016joureikaisei.html>